

2 「キ 訴外宮里不動産の購入に関して」(13頁)について

- (1) 第1段落ないし第3段落について、いずれも不知。

被告中原はこれらの事実に関し誰からも一切聞いたことはない(不知)。

- (2) 「それにもかかわらず」で始まる第4段落については、否認。

訴外宮里との間で訴外宮里不動産に関する売買交渉をしたのは、被告中原及びその実父であり、被告呉屋はこれに関わっていない。

被告中原が、当時自分達で世話をしている犬猫を訴外宮里に診療してもらった際、同人に対し、「宮古島アニマルレスキューチームが使用している施設(「本件施設」)が使えなくなるそうなので、場所を探しています。」と、被告呉屋から聞いていた内容を伝えて相談した。すると、訴外宮里から、「使っていない施設(「訴外宮里所有不動産」)があるのでそこを使ってくれてもいいですよ。」との話があったので、同人とその売買交渉を進めこれを被告中原とその実父が自らの資金で買い取ったものである。

- (3) 被告中原は、それ以前から、宮古島アニマルレスキューチームから犬猫を引き取って里親を探すなどしたことがあった。その際などに被告呉屋や宮古島アニマルレスキューチームのボランティアの人達から、「本件施設は被告ラヴィーダが所有しており、原告はその管理人として雇われ鳥や爬虫類等の世話をしている。」、「原告は平成30年夏ころから奇怪な言動をするようになり、警察が出動したこともあって、その後実家のある大阪に帰った。」などと聞かされていた。そのような話を聞いた後、被告呉屋から、「シェルターとして使用していた本件施設が使えなくなり、宮古島アニマルレスキューチームの活動ができなくなった。」と言われて犬猫の引き取りを依頼されたので、本件施設の管理人であった原告がいなくなったため宮古島アニマルレスキューチームのシェルターとして本件施設を使用できなくなったものと認識した。そのような認識の下に訴外宮里との間で訴外宮里所有不動産の買取り交渉としたものであって、その際、訴外宮里に対し、「原告が施設から犬を追い出そうとしている。」などと言った事実はない。

3 「ク 被告呉屋の立場について」(13頁)について

いずれも不知。

被告中原もこれらの事実に関し誰からも聞かされていなかった（不知）。

4 「ケ 乗っ取り行為について」（14頁）について

第1段落について、不知。

被告中原もこれらの事実について誰からも聞かされていなかった（不知）。

第2段落について、被告中原が被告呉屋と共に原告の事業を乗っ取ったとする原告の主張を否認していることはそのとおりであるが、その余の主張はいずれも否認ないし不知。

第3段落について、被告中原が平成30年までは宮古島アニマルレスキューチームに自己資金を拠出していなかったという事実は認める。しかし、被告呉屋及び被告中原が平成30年まで資金を出していなかったという事実は、「すべての動物保護事業及び宮古島アニマルレスキューチームの活動が原告に帰属している」との原告の主張を根拠づけるものではなく、同主張は争う。

仮に資金を原告が拠出していたという事実があったとしても、多くのボランティア等で支えられていた非営利の任意団体による動物保護活動（事業）が法的に原告に帰属することにはならない。

5 「第2 被告中原準備書面について」（14頁）について

(1) 第1段落記載の被告中原の主張内容は認める。

(2) 第2段落について、第1文の「動物保護事業の実質的な運営者が原告である。」との主張は、前記のとおり、否認ないし争う。

第2文も争う。被告中原は、宮古島アニマルレスキューチームの代表者として実際に犬猫の保護活動を行ってきた被告呉屋からその活動の窮状を訴えられ、依頼を受け入れてその犬猫（約60頭）を全て引き取り、その飼育保護を行うようになると共にその代表者の地位を引き継いだもので、正当に代表者となったものである。

なお、被告中原は、これら犬猫の移動費用、治療費（管理が不十分で多くの犬猫について治療が必要であった。）、その後の保護等の費用を自らの資金で賄っていて、犬猫の移動作業を共に行った被告呉屋にも平成31年1月及び2月に各10万円の給与を支払った。

(3) 第3段落について、否認ないし争う。

被告中原は、令和5年2月20日付け準備書面2頁において、「被告呉屋順子は、被告ラヴィーダに雇われていると周囲に言っていた。」と主張しているが、「被告呉屋が原告に雇われていた。」などと原告の言うような主張はしていない。

被告中原は、当時、被告呉屋や宮古島アニマルレスキューチームのボランティアの人達から、被告ラヴィーダには大阪在住の出資者がいて、原告及び被告呉屋はその人に雇われていると聞いていたため、原告については被告ラヴィーダの従業員として本件施設の管理や同施設で飼育している鳥や爬虫類の世話をしている人物であると認識していた。

- (4) 第4段落ないし第6段落について、被告中原が宮古島アニマルレスキューチーム名で募金活動をしたこと、宮古島アニマルレスキューチームの名称を変更したこと、その後募金活動を行い、これにより得た金銭（利益）を管理していたとの主張は、客観的事実の限りで認める。

しかし、これらの被告中原の行為によって、原告の募金活動が妨害され、その権利・利益が侵害されて原告に損害が発生し続けているとの主張は、いずれも否認ないし争う。

既に主張しているとおり（被告KATZOC準備書面（2）の5頁）、宮古島アニマルレスキューチーム名義のクラウドファンディングは、平成31年1月1日に被告呉屋から宮古島アニマルレスキューチーム代表を引き継いだ被告中原が、犬猫のシェルターの整備、その他保護活動の資金集めを目的として自ら発案して開始したものである。原告は、その募金活動に何の関与も貢献もしていないのであって、集まった資金に対し何の権利も有しないから、被告中原の行為によって原告に何らかの損害（逸失利益）が発生することなどない。

よって、被告中原が原告に対して不法行為責任を負うことなどない。

6 「第3 被告KATZOC準備書面」（15頁）について

上記のとおり、被告中原の行為について原告に対する不法行為が成立することはない。

したがって、被告KATZOCがその使用者責任を負うことはなく、

被告KATZOCの被告中原に対する被用者の選任ないし監督義務
違反を論じる余地はない。

以上